

# 久御山町教育大綱

(令和 8 年度～令和 12 年度)

(骨子案)

令和 7 年 10 月 22 日

令和 8 年 4 月

久 御 山 町

# Ⅰ 久御山町教育大綱の策定にあたって

## はじめに

次の事項について記載

※ 国等動き

※ 久御山町の教育の流れ

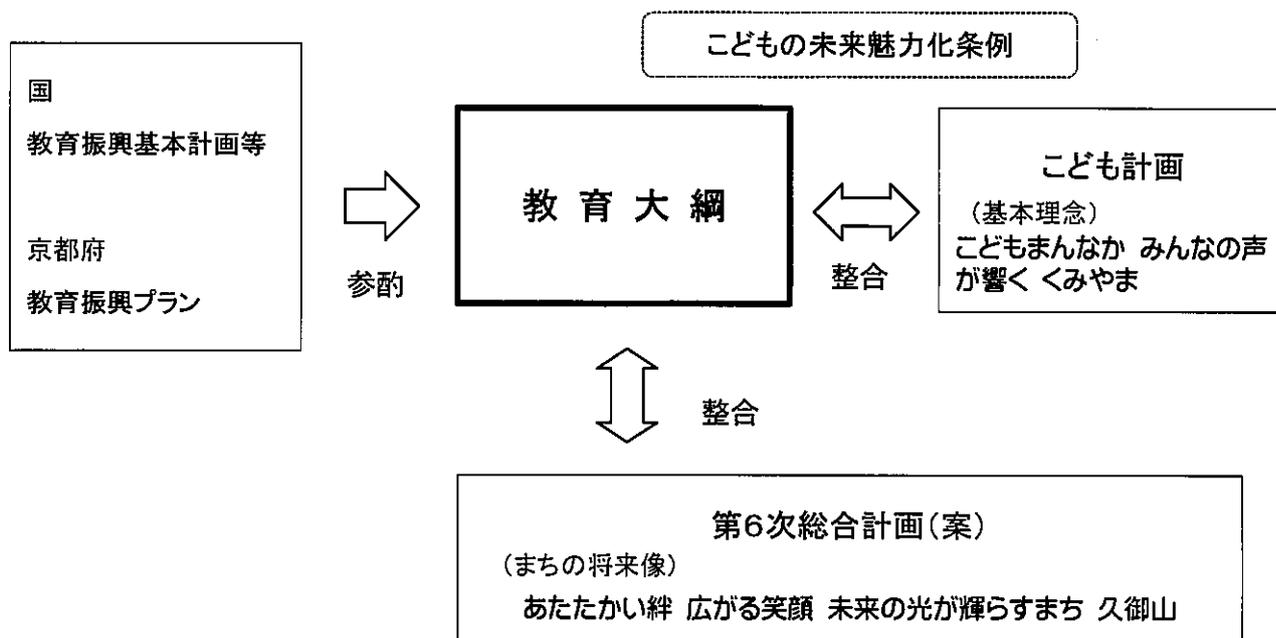
※ 現状・課題、教育と福祉の連携

## (Ⅰ) 教育大綱の位置付け

久御山町教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」に基づき、本町の教育、学術、及び文化の振興に関する施策の大綱として、町長と教育委員会が総合教育会議において協議・調整し、町長が定めるもので、本町の教育行政を推進するための基本的な方針となるものです。本町では、この教育大綱において、「教育基本法（平成18年法律第120号）」に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画についても、基本方針の方向性として併せて示します。

また、教育大綱の策定にあたっては、国の教育振興基本計画等の内容を参酌し、町の最上位計画である総合計画等との整合を図ります。

### (教育大綱の位置付け)



## (2) 教育大綱の期間

教育大綱の対象期間は、令和8年度から12年度までの5年間を基本とします。

ただし、国の教育振興基本計画や本町の関連する計画の見直しなど、今後の教育を取り巻く環境や社会情勢等の変化等を踏まえて総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

## 2 教育大綱

教育大綱は、「基本理念」「基本方針」によって構成します。

### (1) 基本理念

一人一人が、豊かな人生と社会を創造するために  
自ら考え、主体的に行動する「生きる力」を育む

(考え方)

「教育振興基本計画」 P8) 今後の基本政策に関する基本的な方針

総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根ざしたウエルビーイングの向上」を掲げる

・「**持続可能な社会の創り手の育成**」

… 一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、**豊かな人生**を切り拓き「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという考え方

・「**日本社会に根ざしたウエルビーイング**」

… 「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」「学校や地域でのつながり」「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会的貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」「安心安全な環境」など

・「**個人のウエルビーイングを支える要素**」

… 学力、学習環境、地域とのつながり、社会的情動スキルや非認知能力の育成

・「**ウエルビーイングが実現される社会**」

… 子どもから大人まで一人一人が担い手となる。

子ども達一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで学校に携わる人々のウエルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子どもや地域を支え、さらには世代を超えて循環していくという在り方

## (2) 基本方針

久御山学園園小中一貫教育による

- 未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進
- 一人一人が輝き、成長する教育の推進
- 一人一人の未来の魅力化を図る教育環境の推進
- 全世代が自分らしく学び、地域社会の担い手となる生涯学習の推進

※ 久御山学園とは、町立こども園・小学校・中学校までを1つの「学園」と見立て、0から15歳までを見通した園小中一貫教育を推進するとともに、学校運営協議会などからの支援を得ながら、町ぐるみで子どもたちを育てる組織。

### 3 基本方針の方向性

久御山学園園小中一貫教育による

#### (1) 未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進

【山城授業スタンダードの推進、保育・教育力向上】

##### ① 豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

【人権教育、道徳教育、特別活動、食育、部活動改革】

##### ② 学びに向かう力を育む教育の推進

【言語活動の充実、認知能力・非認知能力の一体的育成】

##### ③ 持続可能な社会の形成に参画する態度の育成

【主権者教育、男女共同参画、消費者教育、環境教育、国際理解教育】

##### ④ 遊びを通して生きる力を育む幼児教育の推進

【大学連携による心と体づくり、架け橋プラン】

##### ⑤ 未来に向け主体的に行動する教職員の育成

【久御山学園教育研究会、保育力・教師力の向上】

#### (考え方)

「教育振興基本計画 基本的な方針」

##### ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

「子どもの未来魅力化条例 基本理念」

学び育つ力を伸ばすとともに、こどもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動して生きて目の「生きる力」を育んでいけるよう考慮すること

「次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方」【教育課程企画特別部会論点整理】

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生の舵取りをすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む

「小学校学習指導要領総則解説」【抜粋】

児童一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。

(予算事業)

久御山学園推進、学力向上対策（「ゆめ☆スタ Weekly」）、学校図書館司書、国際理解教育推進（ワーウィック）、こども園運営

## (2) 一人一人が輝き、成長する教育の推進

### ① 個別最適な学びと協働的な学びの充実

【デジタルアプリ・ドリルの活用 探究的な学び】

### ② 多様な教育ニーズに対応した支援の充実

【特別支援・不登校・日本語支援】

(考え方)

「教育振興基本計画 基本的な方針」

- ② 誰一人取り残されず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

(予算事業)

学校情報教育環境整備（GIGA スクール）、  
特別支援教育補助員配置、教育相談（ゆうゆう広場、SC、SSW）

### (3) 一人一人の未来の魅力化を図る教育環境の推進

① こどもにとっての最善の利益が尊重される環境づくり

【子どもの未来魅力化条例基本理念】

② 生まれ育つ環境に左右されない学習環境の充実

【子どもの未来魅力化条例基本理念】

③ ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

【子どもの未来魅力化条例（アクションプラン）】

④ こどもの育ちを支える地域活動の推進

【学校運営協議会、青少年育成協議会、まなび塾】

⑤ 安心安全な教育環境整備

【小学校体育館空調設備・トイレの洋式化・施設長寿命化】

**(予算事業)**

学校就学援助、保護者負担軽減、学校運営補助（学校運営協議会、芝生化）、  
こども園・学校施設維持管理、中学校部活動支援、  
交通指導員・パトロール員配置、学校給食運営、  
社会教育団体（青少年育成等）補助、子ども居場所づくり、  
放課後児童健全育成事業（なかよし）、家庭教育推進事業

## (4) 全世代が自分らしく学び、 地域社会の担い手となる生涯学習の推進

### ① 生涯にわたる学びの提供と多世代交流の促進

【グランハット、ゆうホール、まちのにわ構想、いきがい大学、図書館、文化祭】

【久御山町生涯学習推進計画 P16】

教育基本法第3条に基づき、住民が、学習、スポーツ、文化・芸術活動に積極的に参加し、交流を深め、世代を超えて人々がつながる活力ある地域づくりを進めていきます。

### ② スポーツ活動を通じた健康増進と交流の促進

【歩くまち「くみやま」、町民運動会、スポーツ体験】

【久御山町生涯学習推進計画 P17（政策の柱4）】

住民が多様なスポーツ活動を継続し、健康増進だけでなく、地域コミュニティの醸成など町の発展につなげていきます。

### ③ 郷土愛につながる歴史文化の保全・活用の促進

【旧山田家住宅保存活用、ふるさと教室、歴史文化推進】

【久御山町生涯学習推進計画 P17（政策の柱6）】

（前略）・・・歴史遺産の適正な保護に努めます。

また、住民の歴史に関する学習機会の充実に努めるとともに、各種遺産の展示・公開の拡大やアーカイブ化などを通じて積極的に活用を図り、住民の郷土愛の醸成につなげていきます。

#### (考え方)

「教育振興基本計画 基本的な方針」

- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進  
（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

P20 （生涯学習社会の実現・・・）

生涯学習は一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、【中略】子どもや

若者、社会人、高齢者など年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会

**(予算事業)**

全世代・全員活躍まちづくりセンター運営、ふれあい交流館ゆうホール、生涯学習推進、二十歳のつどい実施事業、図書館運営、いきがい大学実施事業、町民運動会等体育大会事業、社会体育活動支援、総合体育館運営、町民プール運営、町民文化祭、文化財保護事業、歴史文化推進事業、旧山田家住宅保存・活用事業  
人権教育推進事業、平和学習推進事業

《参考》

生きる力とは【現行学習指導要領より】

変化の激しい社会の中で、自ら課題を見つけ、考え、判断し、行動し、よりよく生きていくための力

生きる力の要素

(1) 確かな学力

基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけ、それらを活用して課題を解決する力

(2) 豊かな人間性

思いやり、感動する心、正義感、責任感、他者を尊重する態度など人としての豊かさ

(3) 健やかな体

健康でたくましい心身、困難に立ち向かう意志や体力